

海外経済要録

米州諸国

◇米国、投資免税および特別償却制度を停止

新規投資に対する免税措置および営業用建物に対する特別償却制度を停止する法律は、11月8日大統領の署名を得て発効した。

同法は、1962年に採用された税制上の投資促進措置を一部停止することによって、インフレ圧力を軽減することをねらったものである。その大要は次のとおり。

- (1) 新規設備投資額の7%を税額控除する措置および営業用建物の減価償却年限を短縮する措置を停止する。
- (2) ただし、2万ドル以下の新規設備投資は、引き続き免税対象となり、また、5万ドル以下の営業用建物に対しても引き続き特別償却制度が適用される。
- (3) 停止期間は、1966年10月10日から1968年1月1日まで(免税停止については発注ベース、特別償却停止については着工ベース)。

欧州諸国

◇英国政府、EEC加盟交渉に関する声明を発表

英国政府は10月下旬末EEC加盟交渉の再開について関係閣僚間で討議検討を進めてきたが、11月10日、概要次のような声明を発表した。

- (1) 英国政府はEEC加盟交渉再開の条件が整っているかどうかを打診するため、新たに首脳レベルでの話し合いを行なう用意がある。
- (2) その第一段階として、EFTA諸国のEEC加盟問題を討議するため、近くロンドンにおいてEFTA首脳会議を開催したい。
- (3) 前記の会議後、加盟に際し英国および英連邦諸国の本質的利益が保証され得るか否かを探るため、できれば本年末前後に首相とブラウン外相がEEC諸国の首脳と個別会談を行なう予定。
- (4) これらの段階を経たのち、英国政府は加盟交渉再開の可否、可とする場合はその時期を最終的に決定する方針である。

この声明は、英国政府のEEC加盟問題に対する態度を鮮明にしたものとして、内外に反響を呼んでいる。

しかし、英国および英連邦諸国の本質的利益の保護を

希望する英国側とローマ条約を原則として現状のまま受諾することを固執すると見られるフランスとの意見調整には、なお多大な困難が予想される。

◇EFTA閣僚理事会の開催

10月27、28の両日、ポルトガルのリスボンにおいてEFTA(欧州自由貿易連合)の閣僚理事会が開催された。

EFTAは1960年5月に発足以来、域内関税の引下げを着実に進め、本年末には工業製品の域内関税が全廃されることとなっている。このため貿易規模も順調に拡大しており、明年以降どのような活動方針が打ち出されるか、域外諸国からも関心が寄せられていた。会議後発表されたコミュニケはこれに対し、域内農産物貿易の振興を検討することなどを明らかにしたほか、EFTA諸国は欧州の大統合を希求している旨を述べ、今後EFTAの進むべき方向をも明らかにしている。コミュニケの概要は次のとおり。

- (1) 本年末をもって、1億の人口を擁する工業製品の自由貿易市場の創設が達成される。
- (2) 経済政策についての協力をいっそう緊密にするため、経済委員会の活動を強化する。
- (3) 域内農産物貿易の振興を図るため、対策の検討を行なう。
- (4) ケネディ・ラウンド交渉の成功を期待し、加盟国相協力して可能な限りの関税引下げを行なう。
- (5) EFTAの究極の目標は西側欧州に単一の市場を創設することにある。EFTA諸国はこの目標を達成するため、二つの経済圏に分離している現状を打開するべく一致して努力する。

◇英蘭銀行、市中貸出規制を手直し

英蘭銀行は、11月1日、市中銀行の貸出規制(注)の一部手直しを発表した。これは現行貸出規制枠の範囲内で、従来抑制の対象とされていた「製造業および農業の生産的投資のための貸出」と「労働の配置転換促進に資する家屋購入のためのつなぎ融資」を輸出関連貸出の次に優先すべきものとして新たに加えたものである。

(注) 本措置は英蘭銀行が昨年4月以降、民間部門に対する市中貸出残高を昨年3月17日現在の残高の105%以内に抑制し、輸出関連貸出を優先させるよう要請してきたもの。

今回の手直しは、最近市中銀行貸出が銀行のきびしい融資態度と企業の投資意欲の減退などから減少(この結果、ロンドン手形交換所加盟銀行貸出残高は10月半ばに105%の規制枠を3.5%下回った)している情勢にかんがみ、国民経済上必要な資金までが過度の借入れ難に陥る

のを防ぐ見地から行なわれたもので、引締め政策の変更を意味するものではないとされている。

◇英国、新銀行 National Provincial and Rothschild (London)の発足

ロンドン手形交換所加盟銀行(11行)中、5大銀行の一つである National Provincial Bank は、このほど、役員兼任など密接な関係にあるマーチャント・バンク N. M. Rothschild and Sons との提携により、新たに子銀行(banking subsidiary)を設立すると発表した。新銀行は National Provincial and Rothschild(London)と称し、授権資本1百万ポンド、払込資本25万ポンドで発足、明年から業務開始の予定と伝えられる。新銀行はユーロ資金などをポンド建あるいは外貨建預金の形で受け入れ、これを海外企業に貸し出すことを目的とするといわれており、National Provincial の顧客吸引力と Rothschild の欧州に対する取引経験が業務面に生かされるものとみられている。

ちなみに5大銀行中他の4行は海外業務に従事する子会社を既に保有しており、その名称は次のとおりである(カッコ内、親銀行名)。

Midland and International Bank(Midland Bank)
Lloyds Bank Europe(Lloyds Bank)
Westminster Foreign Bank(Westminster Bank)
Barclays Bank D. O. C.(Barclays Bank)

◇西ドイツ、ブンデスバンク年末金融対策を発表

ブンデスバンク理事会は11月3日、年末金融対策として12月中に限り準備預金制度の準備率(ただし居住者からの預金借入債務のうち当座性、および定期性債務に対する準備率のみ)を約9%引き下げ、64年8月引上げ以前の水準に引き戻すことを決定した。この結果、12月中の準備率は当座性債務に関しては7~13%、定期性債務に関しては6~9%となる(次表参照)。

今回の措置は、金融機関が年末金融の繁忙化に備えて在外短資の回収などに向かい、国内為替市場、国際金融市場に混乱を与えるのを未然に防止する趣旨から、昨年末に引き続いて採られた特別措置(注)で、ブンデスバンク当局は同措置が現在の基本的な金融引締め政策の転換を意味するものではないことを明らかにした。

(注) 従前の年末金融対策としては、①証券担保貸付利率の引下げ(64年末には再割引利率との差を通常の1%高から½%高へ引下げ)、②政府短期証券をブンデスバンクが買い戻す場合のマージン幅の引下げ(63年11月に1ヵ月物の短期証券を売り出した際買戻し、マージン幅を従来の½%からフラットに引下げ)などの措置が講じられてきた。

もつとも同措置により解放される資金量はせいぜい10

億マルク内外(66年8月末現在のブンデスバンクにおける準備預金積立額は160億マルク)にすぎず、一方金融市場は引き締め基調にあるため、短期外資が昨年末(12月中に約10億マルクのネット流入超)以上に流入することも予想される。

西ドイツの準備率一覧(居住者預金債務分)

(カッコ内旧準備率)

金融機関の規模	当座性債務		定期性 債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
(1) 300百万マルク以上	13 (14.3)	10 (11.0)	9 (9.9)	6.6	5.5
(2) 30~300百万マルク未満	12 (13.2)	9 (9.9)	8 (8.8)	6.6	5.5
(3) 3~30百万マルク未満	11 (12.1)	8 (8.8)	7 (7.7)	6.6	5.5
(4) 3百万マルク未満	10 (11.0)	7 (7.7)	6 (6.6)	6.6	5.5
法定最高限度	30%			20%	10%

(注) 「金融機関の規模」は対象となる債務の規模による分類。

I…中央銀行支店出張所所在地。

II… “ “ 不在地。

◇フランス、為替制限緩和措置などの発表

フランス政府は、11月9日の閣議で為替管理面の制限緩和措置などを決定した。その概要は次のとおり。

(1) 為替管理法体系の全面的改正

1939年に制定された現行為替管理法体系は、その後時々必要に基づいて制定された各種法令が交錯し、複雑かつ難解なものとなっている。このためこれを簡素化する見地から現行法令を全廃し、新たな管理法に一本化する。この場合、現行の原則禁止の体系を原則自由の体系に改め、改正案を現在開会中の国会に提出する。

(2) 国際金融取引の規制緩和

フランス企業の海外における発展、パリ市場と海外資本市場の交流促進およびフランスの銀行の国際金融業務の拡大をはかるため、次の措置を採る。

イ、証券取引

(イ) フランス企業の海外市場における起債は、当該起債が企業の海外における発展に必要な資金を調達するためのものである場合には許可する。

(ロ) フランス市場における外債の起債についても、フランス国内債と同じ条件で認めることとする。ただし認可は市場の動向を勘案して行なわれる。

イ) フランスで発行された外国証券は、パリの証券市場に上場を認め、居住者に課せられている外国証券の寄託義務を廃止する。

ロ、銀行取引

- (イ) 非居住者に対するフラン貸付の期間制限を現行6か月から1年に延長する。
- (ロ) 銀行がフランス企業の海外進出に関しフラン建信用を供与した場合には、当該信用につきフランス銀行のリファイナンスを受けられるよう配慮する。
- イ) 外国通貨による貸出を行なっている金融機関に対し、この貸出期間中、これに必要な外貨を市場で買い入れることを認める。
- (ニ) 海外の企業または公共団体に対するフラン建の銀行貸出については、手数料に対する課税を免除する。
- (ホ) 1963年に暫定措置として実施した非居住者フラン勘定に対する付利禁止を解除する。

◇フランス、一連の金融制度改革(大綱)を決定

国家信用理事会(議長ドブレ蔵相)は、11月10日準備預金制度の創設など一連の金融制度改革の大綱を決定した。概要は次のとおり。

(1) 準備預金制度の創設

従来の変動流動比率(coefficient de trésorerie)に代わる金融調整手段として準備預金制度を創設する。細目については、今後フランス銀行を中心に、明年初の発足を目途として検討を行なう。

(2) 預金銀行の株式保有制限の緩和

預金銀行の資本参加は、従来当該企業の資本金の10%以内に制限されていたが、これを20%に引き上げる。

(3) 不動産担保金融市場の拡大

不動産金融促進のため、Crédit foncier(不動産銀行)に必要に応じて不動産担保金融市場(注)に介入させることとし、その所要資金を国庫が融資する。

(注) 9月23日、政府は、金融機関が不動産担保貸付を見返りに手形を発行し、これを市場で売却して貸出金の流動化を図る制度を発足させている。

◇フランス、流動比率の変更

フランス銀行は10月23日、流動比率(coefficient de trésorerie)を現行34%から、10月32%、11月33%に変更することを決定した。

本措置は国債発行による代り金の引揚げ(10月14日、15億フラン)などにより10月中市場が極度に引き締まったが、11月にはこうした臨時要因が消滅するため、この間の調整措置として採られたものとみられる。なお本年にはいつてからの流動比率の推移は、1～2月35%、3

月32%、4月35%、5月32%、6～7月31%、8～9月34%となっている(昨年は1～3月36%、4月34%、5月35%、6～7月34%、8月36%、9～11月34%、12月32%)。

◇オーストリア、年末金融対策を発表

オーストリア国民銀行理事会は10月28日、年末金融対策を発表した。大要次のとおり。

(1) 準備預金制度(1955年創設)に基づく金融機関の預金準備率を、11、12両月に限り2%引き下げる(この結果、準備率は当座性、定期預金については8～10%、貯蓄預金については6%となる。下表参照)。

(2) 国民銀行は金融市場の情勢をみて、適宜買オペレーションを実施すること。

なお、年末金融対策として準備率が引き下げられたのは今回が初めてであるが(従来は主に買オペレーションによっていた)、当局は本措置が基本的な金融引締め政策の転換を意味しない旨発表した。

オーストリアの最低預金準備率

(カッコ内旧準備率)

金融機関の規模	当座性および定期預金	貯蓄預金
対象預金が100万シリング以上	10% (12%)	6% (8%)
同 100万シリング未満	8% (10%)	6% (8%)

◇フィンランド、再割引限度枠の運用を厳格化

フィンランド中央銀行はこのほど市中銀行に対し、11月以降明年6月まで、現行再割引限度枠の運用を厳格化する旨発表した。

フィンランドでは、インフレと国際収支の悪化に対処して、従来から再割引限度額と市中貸出規制を柱とした金融引締め政策が実施されているが、市中貸出の増勢がやまず、大銀行の再割引限度額超過が目立つ一方、金・外貨準備は輸入の増勢を主因に大幅な落込みを余儀なくされている(注)。今回の措置は、こうした情勢に対処するため採られたもので、その概要は次のとおりである。

(注) フィンランド中央銀行は本年4月、市中銀行に対する再割引限度額を約30%増額(再割引残高が限度額を30%上回ったための調整措置で、5月以降適用)した際、市中貸出規制を5月以降10月末まで延長し、その間の貸出残高を1964年末残高の15%増以内に押えるよう指示した(ただし再割引残高がなかった銀行、ないし再割引残高が限度額の75%以内に収まった銀行は市中貸出規制の適用を免除)。しかしその後も市中貸出は増勢を続け、9月末残高は上記規制を上回る19%増に達し、大銀行2行の再割引残高(1月10日以降10月27日までの平均残高)は限度額を12～16%上回るに至った。この間、金・外貨準備は9月末現在424百万FM(65年末662百万FM)と大幅に減少している。

(1) 中央銀行における再割引残高(本年5月以降10月末までの平均残高、以下同様)が限度額を超過しなかった銀行は、本年11月以降67年6月末までの貸出増加額を当該期間中の預金増加額の範囲内に収めること。

(2) 再割引残高が限度額を超過した銀行のうち、超過額が限度額の25%に満たなかった銀行は、67年1月末以降同年6月末までの再割引残高が限度額の範囲内に収まるよう貸出を自粛すること。

(3) 上記超過額が限度額の25%を越えた銀行は、再割引残高が、67年1月には限度額の25%増以内に収まり、かつ、67年6月末までには限度額の枠内に収まるよう、期中の貸出を自粛すること。さらに貸出の実行に当たっては、中央銀行の認可を得なければならない。

(4) 貸出の実行に当たり銀行は次の事項に配慮すること。

- ① 短期の生産金融および輸出金融(原木を含む原材料生産に関連する季節資金の融資など)を重視すること。
- ② 消費ないし輸入関連資金の融資を自粛すること。
- ③ 長期資金の融資に際しては、貸出資金回収の安全性および迅速性に配慮すること。

ア ジ ア 諸 国

◇レバノン、イントラ銀行の支払停止

レバノン最大の商業銀行であるイントラ銀行(1951年設立)は10月15日、国内の11の店舗を閉鎖し、すべての支払を停止した。その背景としては、レバノンでは銀行の設立、運営についての規制がゆるく、同行の経営が放漫であったところ、最近サウジ・アラビア、クエートなど(注)海外の大口預金の引出しが相次いで行なわれ、流動資金に不足をきたしたことによるものといわれている。このため、政府は預金引出しが他行へ波及するのをおそれ、10月17日から19日までの3日間を銀行休業日とし、かつ小口預金払戻しの要求に備えて資金を確保させるため、各銀行に対し、中央銀行が緊急貸出を行なう措置を決定する一方、イントラ銀行の小口預金者保護のため、50百万レバノン・ポンド(暫定平価1米ドルにつき3.08レバノン・ポンド)を支出する法案を議会に提出するとともに、中央銀行と協力して、銀行業務の監督権限を強化する方向で「貨幣および信用法」の改正を検討している。

この間、10月20日イントラ銀行以外の銀行業務は再開され、その後情勢は平穏に推移している。なお、政府はイントラ銀行調査委員会を設置し、破綻に至った経緯ならびに財務状況などを調査中であり、同委員会の報告が

まとまり次第、なんらかの処置を決定するものと伝えられる。

(注) 1965年におけるレバノンへの正味資本流入額は約180百万レバノン・ポンドで、そのうちアラブ諸国からの流入額は約115百万レバノン・ポンド。

◇ビルマ、1966/67年度予算案を発表

ビルマ政府は、9月10日、経済4か年計画の初年度にあたる1966/67年度(1966年10月～67年9月)予算案を発表した。

本予算案は最近の政府の財政政策の積極化を映じて、歳出、歳入ともに前年度予算に比し、15～16%の増加を示しており、収支尻では120百万チャットの赤字を計上している。ことに①従来の予算が年度間均衡をたてまえとしてきたのに対し、今次予算では4か年計画全体で均衡を図ることに改められたこと、②歳出面では4か年計画の目標(年平均GNP8%増、投資15%増、労働者の生活水準4%引上げなど)を達成するため、農業開発投資(127百万チャット)、農業原材料を利用した消費財工業開発投資(390百万チャット)および国内工業原材料の研究開発投資、などに重点がおかれているほか、③財政赤字の補てんにあたって従来の鎖国主義を緩和して、西ドイツ、米国などからの借款増を見込んでいる(1965/66年度の67.8百万チャットから1966/67年度には106.1百万チャット)点が特徴的である。

ビルマの1966/67年度予算案

(単位・千万チャット)

	1966/67年度 予 算 案	1965/66年度 予 算
歳 出	1,215	1,042
経 常 勘 定	1,000	897
資 本 勘 定	133	80
借入勘定その他	82	65
歳 入	1,203	1,040
経 常 勘 定	1,135	976
借入勘定その他	68	64
歳 出 (Δ) 入 超	Δ 12	Δ 2

(注) 1米ドル=4.76チャット。

◇フィリピン、外資導入促進に関する政令公布

マルコス大統領は、9月6日、外資導入促進に関する政令を公布したが、その要旨は次のとおりである。

- (1) 同国に投資を行なうすべての外国投資家に対し、①投下資本の引揚げ、②利潤送金、③技術料の支払い、などにつき送金保証を与える。
- (2) 投資対象事業は農業、水産業、畜産業、鉱業ならび

に機械、電気、化学、パルプ・紙、食品加工の諸工業などとする。

従来フィリピンは外国資本の進出に対し比較的寛容な態度をとってきたものの、外国資本の引揚げ、利潤送金などについては種々の制限を課しており、これらが同国産業の発展に必要な外資の流入促進を阻害している事情があるのにかんがみ、これを改善する見地から、本政令の公布をみたものである。

◇フィリピン、輸出手続の簡素化

フィリピン中央銀行は、輸出促進のため、8月23日、次のとおり、輸出手続の簡素化を実施した。

従来、輸出の許可は、1962年1月のデコントロール政策実施後も、中央銀行の権限に属し、チェック・プライス制がいぜんとして堅持されてきたが、今回の改正により、輸出許可証の発給権限を中央銀行から商業銀行へ移譲することによって、輸出価格のチェックを事実上緩和すると同時に、輸出手続の迅速化を図ったものである。

◇インドネシア、輸出ボーナス制度の改定

インドネシア政府は、10月3日、輸出業者の輸出ボーナス取得割合を拡大することによって輸出振興をはかるなど、次のような貿易・為替制度の改定を行ない、即日実施した。

(1) 輸出ボーナス(BE)率を次のとおり改める。

輸出商品分類(注)	第1類	第2類	第3類
輸出ボーナス率	50%	75%	90%
	(従来20%)	(同60%)	(同100%)

上記の改定は輸出業者が、輸出受取外貨について外国為替基金に集中(1米ドル=10ルピア)することなく、市中で自由に売買できる輸出ボーナス(市中売買レート、11月中旬1米ドルにつき約80ルピア)の割合を全体として従来よりも拡大することによって、輸出業者の手取りルピアを増加させ、輸出振興をはかるようとするものである。

これに伴い、外国為替基金への集中割合は次のとおり改められた。

輸出商品分類(注)	第1類	第2類	第3類
外国為替基金 集中率	50%	25%	10%
	(従来80%)	(同40%)	(同0)

(2) 地方輸出ボーナス(BED)制度を廃止し、地方自動外貨割当(ADO)制度を創設する。

上記輸出ボーナスの半分は、従来地方輸出ボーナスとして、輸出品生産地における生産資材輸入資金としてしか自由売却が認められなかった。しかしながら、今回の改定により同制度が廃止されたため、輸出業者は取得輸出ボーナスのすべてを自由市場レートで売却することが可能となった。一方、地方輸出ボーナス制度の廃止に伴い、輸出品生産地の生産資材輸入外貨を確保する必要から、新たに地方自動外貨割当制度を創設し、外国為替基金が同基金に集中された輸出受取り外貨の10%相当を1米ドル=10ルピアで地方自治体に対し売却することとした。これは地方自治体の輸入に使用されるほか、輸入業者への転売も認められている。

(注) 今回、輸出品目の分類が次のとおり変更された。

- 第1類—ゴム、コブラ、たばこ、錫など石油を除く主要1次産品(輸出総額の約90%)。
- 第2類—皮革、香料、ボーキサイトなど比較的輸出市場が固定している産品(同8%)。
- 第3類—上記以外のもの(同2%)。

共 産 圏 諸 国

◇北朝鮮、7か年計画を延長

北朝鮮では、10月に党代表者会議が開かれ、目下実施中の7か年計画(1961~67年)を1970年まで3か年延長することが正式に採択された。

同7か年計画の遂行状況を見ると、第3年度から早くも不振が目立ちはじめ、昨年末までの実績では、工業生産の年平均伸び率は14.3%(計画目標18%)、穀物生産高は昨年度約4.3百万トン(67年の目標6.6百万トン)と推定され、いずれも計画目標を大幅に下回った。

こうした不振は、①中ソ論争に対し同国が中共支持の態度を示したため、ソ連からの経済援助が期待通りにえられなかったこと、②気象条件に恵まれなかったうえ、農業が相対的に軽視されてきたこと、③さらに最近ではベトナム戦争の激化、韓国の国力充実などに対処して、国防力の増強に迫られ、軍事費の膨張を余儀なくされたこと、などによるものである。しかも、こうした経済建設を妨げる要因は早急には解消されないと見込まれるため、やむなく今回の計画達成年度の延長に踏み切ったものとみられる。